

令和5年度児童虐待防止への取組状況

整理番号	事業・取組	担当部署	取組内容
(1) 子育て支援に向けた取組			
① 妊娠期から出産にかけての支援			
(1)-1	堺市出産・子育て 応援事業	子ども育成課	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービス等の利用の負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する。 ・妊娠届出時…アンケートと面談を実施後、申請した妊婦に出産応援給付金5万円を支給。 ・妊娠8か月頃…アンケートを実施し、面談希望者に保健師・助産師等による面談を実施。 ・出生後…生後4か月までに実施する乳児家庭全戸訪問にて面談を実施し、新生児1人につき5万円の子育て応援給付金を申請のあった子どもの養育者に対し支給。
(1)-2	育児支援ヘルパー 派遣事業	子ども育成課	妊娠中又は出産後の体調不良や育児不安等で家事や育児が困難であるにも関わらず、お手伝いをしてくれる人がいない家庭などにヘルパーを派遣し、家事や育児のお手伝いをする。平成22年度に、育児に対する不安や負担感が高く支援を必要とする家庭にも対象者を広げ、利用回数等を拡充し、平成27年度から、利用始期を産前2か月から妊娠届出以降に拡充し、継続実施している。 令和5年度 延べ派遣回数 4,329件 実利用家庭数 229家庭
(1)-3	さかいマイ保育園 事業	幼保推進課	身近な認定こども園・保育所（園）を「マイ保育園」として登録することで各種子育て支援サービスを受けることができる。また、子どもひとりにつき午前1回の無料の一時預かりサービスを利用することができる。 令和5年度 実施園数 131か所 登録者数 2,132人 ※就学した子どもの人数は削除しています。
(1)-4	保健センターでの 妊娠届出時や、転 入時の面接	子ども育成課 各区保健センター	要支援者を早期発見し適切な支援につなぐため、妊娠届出をされた方や転入妊婦（乳幼児）に対し、保健師等による全数面接を実施している。 令和5年度 妊娠届出時面接 5,267人 転入面接（妊婦） 346人 （乳幼児） 1,370人

整理番号	事業・取組	担当部署	取組内容
(1)-5	妊娠SOSの啓発	子ども育成課	予期せぬ妊娠をされた方が気軽に相談できる窓口の紹介。 妊娠SOSは大阪府の委託を受け、大阪母子医療センターが運営しているが、ホームページの紹介等を行っている。
(1)-6	子育てアドバイザー派遣事業	子ども育成課	身近な地域にいる子育てアドバイザー（市の研修を受講したボランティア）が乳幼児のいる家庭を訪問し、相談に応じている。平成23年9月から、初めて出産した人などを対象に生後6～7か月ごろの子どもがいる家庭に訪問を開始し、子育て情報の提供を行っている（さかい子育てスマイル訪問）。 令和5年度 延べ派遣回数 2,363件
②乳幼児期の支援			
(1)-7	産後ケア事業	子ども育成課	出産後の心身ともに不安定な時期にあつて、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱え支援が必要な母子を対象に、心身のケア及び育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう支援する。
(1)-8	乳児家庭全戸訪問事業	子ども育成課	乳児家庭の孤立化を防ぐため、生後4か月までに保健師・助産師・保育士等による訪問を実施し、子育てに関する情報を提供したり、相談に応じたりしている。 令和5年度 訪問家庭数 5,122家庭 訪問率 98.4% （訪問家庭数=訪問家庭数（面接あり）+面接なし）。
(1)-9	一時預かり事業	幼保推進課	保護者が短時間就労や疾病、育児疲れ解消のためのリフレッシュ等の理由により家庭での育児が困難な場合に、認定こども園・保育所で一時預かりを実施している。 【一時預かり（一般型）実施施設】 令和4年度 市内 106施設 のべ利用児童数 10,006人 令和5年度 市内 112施設 のべ利用児童数 12,713人
(1)-10	子育て短期支援事業	子ども家庭課	保護者の疾病、出産、介護等で育児が一時的に困難な場合、又は緊急一時的に母子の保護を要する場合に、児童養護施設等で一定期間養育及び保護を行っている。平成28年度より新たに市外の乳児院での実施を開始し、乳幼児も受け入れている。7日以内で利用できるショートステイ事業、夜間養護や休日預かりであるトワイライト事業がある。また、愛育社めばえ乳児院の開所に伴い、令和5年度より生後3か月～2歳未満の児童においても堺市内で子育て短期支援事業の利用が可能となった。 令和5年度 利用延べ日数 ショートステイ事業 714日 トワイライト事業 694日

整理番号	事業・取組	担当部署	取組内容
(1)-11	乳幼児健康診査	子ども育成課、各保健センター	各区保健センターにおいて、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を、全数個別通知による集団健診とし、健診時には子どもの発育、発達の確認に加え、育児環境や保護者の育児不安、育児負担等の把握に重点を置いた内容で実施している。また、健診に来られなかった方には、家庭訪問等による状況把握を行っている。 令和5年度 4か月児健康診査 5,184人 受診率 97.9% 1歳6か月児健康診査 5,324人 受診率 99.1% 3歳児健康診査 5,753人 受診率 97.5%
③子育て中の親子が集う場の提供支援			
(1)-12	みんなの子育てひろば事業	子ども育成課	子育て中の親子が集まり、交流できるみんなの子育てひろばを市内36か所で実施し、子育てに関する相談、地域の身近な子育て支援情報の提供などを行う。 令和5年度 設置箇所数 36か所 延べ利用者数 105,791人
(1)-13	さかいっこひろば	子ども育成課	子どもとその保護者が集い、憩い、交流し、学べる場を提供するとともに、子育て相談や情報提供を行う。交流して楽しく過ごす「つどいの場」と体を動かして遊ぶことができる「あそびの場」の2つのエリアを提供している。 (※キッズサポートセンターさかい運営事業は令和2年度で事業終了。令和3年度よりさかいっこひろば運用開始) 令和5年度 延べ利用者数 82,595人
(2) 児童虐待防止への啓発			
(2)-1	オレンジリボンキャンペーン	子ども家庭課	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、大阪府・大阪市と連携し、「児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を実施するとともに、近畿2府4県4政令指定都市の共同でJR西日本及び私鉄の各駅に厚生労働省の児童虐待防止ポスターの掲示や、セレッソ大阪の協力等による広報・啓発を行う。
(2)-2	オレンジ&パープルリボンキャンペーン	子ども家庭課	本市独自の取組として、「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざして、それぞれの活動のシンボルマークである『オレンジリボン』と『パープルリボン』を一体的にデザインし、共同して広報・啓発活動を行う。

整理番号	事業・取組	担当部署	取組内容
(3) 関係機関からの通告体制の整備等			
(3)-1	堺市立学校園への訪問説明	子ども家庭課	子ども家庭課職員が新任及び転任の学校園長等を訪問し、虐待の早期発見、通告の推進等について改めて説明することにより、学校園と保健福祉総合センター、子ども相談所等の関係機関との連携が深まるように努めている。
(3)-2	堺市立小学校へ「堺市子ども虐待ダイヤル」カードの配付	子ども家庭課	全国共通児童相談所虐待対応ダイヤルの「189（いちはやく）」等の相談先が記載された、名刺サイズのカードを、市立全小学校1・4年生の児童に配付し、様々な相談機関の存在を児童・生徒に伝えている。 令和5年度 配付数 小学校95校（13,110枚）
(4) 児童虐待対応の強化			
(4)-1	児童虐待通告へ迅速に対応できる体制の構築	子ども相談所	重大な児童虐待ゼロを目指すため、児童虐待通告に対して迅速に対応できる体制を構築し、通告から安全確認まで「24時間以内」に対応している。 ※安全確認までの時間 国 48時間以内 子ども相談所 24時間以内 令和5年度 児童虐待通告受理件数 2,196件(児童数)
(4)-2	子ども相談所における人員体制の強化	子ども相談所	国のプランに沿った児童福祉司及び児童心理司の増員を計画的に行っている。 令和4年度 90名 → 令和5年度 92名
(4)-3	大阪児童虐待防止推進会議	子ども家庭課	児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことにより、重大な児童虐待「ゼロ」の実現をめざすため、次の項目について取り組む。 ・オール大阪での啓発活動 ・子ども家庭総合支援拠点の設置促進 ・精神科医療機関との連携 ・警察との定期的な合同研修 ・SNSを活用した児童虐待防止相談事業
(4)-4	警察と児童虐待通告の全件情報共有	子ども相談所	児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と警察保有情報を活用した「支援の充実」を図るため、令和3年4月から子ども相談所が受理した児童虐待通告の情報を大阪府警察と全件情報共有している。
(5) 研修その他による人材の育成			
(5)-1	研修その他による人材の育成	子ども相談所、各区子育て支援課等	子ども相談所、各区子育て支援課等児童虐待相談に対応する機関において研修その他による人材の育成を行っている。

整理番号	事業・取組	担当部署	取組内容
その他			
①	DV避難児童等心理ケア事業	子ども家庭課	DV被害から避難し、本市に居住する児童と保護者に対して、新たな環境での安心・安定した生活の支援、DV避難児童の心的外傷からの回復を目的とし心理ケアを実施している。 令和5年度 心理ケア延べ9回 アセスメント延べ2回
②	未就園児全戸訪問事業	子ども家庭課	児童虐待の早期発見・早期対応のため、地域が目が届かない未就園児がいる家庭を訪問し、養育環境の把握及び目視による児童の安全確認を行うことを目的として実施している。
③	子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども家庭課	子ども等に関する実情の把握、情報の提供、相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う。 令和2年度に南区・北区の子育て支援課に設置。令和3年度、中区・西区に設置。令和4年度、堺区・東区・美原区に設置。
④	SNSを活用した児童虐待防止相談事業	子ども家庭課	家庭での不安や子育ての悩みなど気軽に相談してもらい、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため府内在住の子どもおよび保護者を対象に、大阪府、大阪市と共同でLINEを活用した児童虐待防止相談を実施している。(親子のための相談LINE)
⑤	生徒指導アシスタント派遣事業	教育委員会事務局 生徒指導課	生徒指導アシスタントが生徒指導に関する補助、関係機関・地域との連携補助、学校行事への支援などを行います。 令和5年度 小学校92校、中学校43校に派遣
⑥	スクールサポートチーム派遣事業	教育委員会事務局 生徒指導課	学校の荒れにつながる喫緊の課題等に対して早期解決を図るため、指導主事、学校危機管理アドバイザー、生徒指導サポートスタッフをチームとして学校に派遣し、緊急・集中的な支援を行います。 令和5年度 小学校8校、中学校8校に派遣

整理番号	事業・取組	担当部署	取組内容
⑦	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育委員会事務局 生徒指導課	教育分野、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、不登校や問題行動等に対し、学校とともに子どもの置かれた環境に働きかけたり、子ども相談所などの関係機関とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて、課題の解決を図ります。 令和4年度 各区（7区）に配置
⑧	スクールカウンセラー配置事業	教育委員会事務局 生徒指導課	小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、教職員を対象とした教育相談を行います。 令和5年度 全中学校：43校 全高等学校：1校 小学校：31校 各校35回配置
⑨	電話教育相談	教育委員会事務局 企画相談課	児童生徒や保護者から直接電話による相談を受け、学校生活及び家庭教育を支援するための指導・助言を毎日、24時間体制で行います。 令和5年度 電話相談件数：(延)1,844件